

## 議案第169号

川崎市児童相談所条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市児童相談所条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和5年11月27日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市児童相談所条例の一部を改正する条例

川崎市児童相談所条例（昭和46年川崎市条例第70号）の一部を次のように改正する。

第2条の表及び第4条中「川崎市こども家庭センター」を「川崎市南部児童相談所」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

こども家庭センターの名称を南部児童相談所に変更するため、この条例を制定するものである。